

地震による火災から家やまちを守ろう！
分電盤タイプの感震ブレーカーの設置経費を補助します！

補助対象者

本補助金を初めて利用し、市内に住所があり、次のいずれかに当てはまる人

- ・住んでいる自宅に感震ブレーカーを設置しようとする人（借家等の場合は所有者等の承諾を受けている人）
- ・市内に新築する住宅に感震ブレーカーを設置しようとする人

対象機器

一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007 付2）の規定に定める構造及び機能を有する分電盤タイプの感震ブレーカー（別添一覧参照。）

補助内容

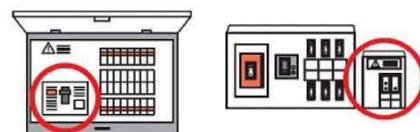
感震ブレーカー本体の購入費及び設置に要する工事費の合計額の2分の1（消費税分除く）

※補助の上限額は4万円。1世帯あたり1台まで。

手続方法

(1) 申請書に加えて次の書類を添付して危機管理課へ提出。

- ア 補助対象機器の設置予定箇所の写真又は図面
- イ 補助対象機器であることが確認できるもの（見積書に対象機器の型番の記載でも可）
- ウ 感震ブレーカーの購入及び設置に係る見積書の写し
- エ 住宅所有者を確認できる書類の写し（例：登記事項証明書、固定資産税納税通知）
- オ 承諾書（別記様式。申請者と住宅の所有者が異なる場合に限る。）
- カ 上記のほか、その他市長が必要と認める書類



(2) 市から交付決定通知が届いたら、業者と契約のうえ施工、支払を行う。

※交付決定前に機器購入や事業者との契約を行うと補助できませんのでご注意ください。

(3) 設置完了後速やかに実績報告書に加えて次の書類を危機管理課へ提出。

- ア 補助対象機器の設置状況が確認できる写真
- イ 補助対象経費に係る領収書の写し
- ウ 上記のほか、その他市長が必要と認める書類
- エ 補助金等交付請求書
- オ 口座振込依頼書（申請者名義の口座のみ）

【公式サイト】



申請期間

令和6年11月25日（月）～令和7年2月28日（金）の平日の午前9時～午後5時

提出方法

危機管理課又は各総合支所地域振興課の窓口又は郵送

注意事項

- ・予算の上限があり申請の状況により事業終了となる場合があります。
- ・機器の購入にあたっては、現金換算可能なポイントが付与される購入方法（クレジットカード等）の場合、現金相当分を補助対象経費から差し引きますのでご注意ください。
- ・感震ブレーカーの設置にあたっては、医療機器や防犯設備など、災害時においても通電している必要があるものにも影響が出る可能性があることを承知いただき、ご検討ください。

【申請窓口・問い合わせ先】 危機管理部危機管理課(本庁舎3階 31番窓口)

〒680-8571 鳥取市幸町71 電話:(0857)22-8111

感震 ブレーカー 有効

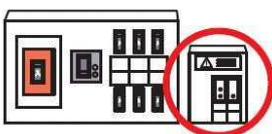
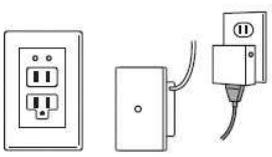
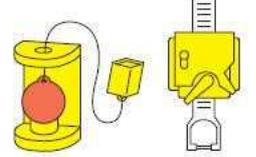
地震での建物火災 >> 約6割が電気火災

揺れを感知し、電気を自動遮断！

ブレーカーが 有効です！

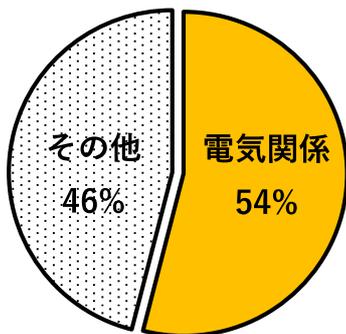
地震による建物火災の半数以上の原因が、電気機器からの出火や停電復旧後の通電で発生する「電気火災」です。防止対策に有効なのが、揺れを感知した際に電気を自動的に止める「感震ブレーカー」。さまざまなタイプがあり、特徴を理解した上で設置しましょう。

※鳥取市補助対象（赤枠内）

分電盤タイプ (内蔵型)	分電盤タイプ (後付型)	コンセント タイプ	簡易 タイプ
			
価格:5万~8万円	価格:約2万円	価格:5千~2万円	価格:2千~4千円
電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断する。	分電盤に感震機能を外付けするタイプ。センサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断する。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断する。	ばねの作動や重りの落下などにより、ブレーカーを切って電気を遮断する。
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が不要 ※埋込型は必要	電気工事が不要
工事費:約2~3万円	工事費:約1万円	工事費:約8千円	工事費不要

※電気工事費（概算）は目安であり、設置する建物等の状況により異なります。

東日本大震災時に発生した火災原因



電気火災の例

- ◆ 家具の転倒により電気コードが損傷し、停電が復旧したことによりショートして着火
- ◆ 白熱灯などが転落・落下し、可燃物に着火
- ◆ 転倒・落下した可燃物が電気ストーブなどの電熱器具に接触して着火

※出典：日本火災学会誌「2011年東日本大震災 火災等調査報告書」

鳥取県感震ブレーカー普及協議会

●お問い合わせ先

事務局 : 0857-26-7082 (鳥取県消防防災課)
電気工事の御相談 : 0857-24-9213 (鳥取県電気工事業工業組合)



協議会HP



電気工事業工業組合HP